広島県告示第百十四号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号。以下「法」という。）第七条第一項及び第九条第一項の規定によって、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

令和二年二月十三日

広島県知事　湯　﨑　英　彦

所在地	土砂災害警戒区域				土砂災害特別警戒区域			
	区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の表示		区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の表示及び法第九条第二項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成十三年政令第八十四号）で定める事項	
広島県山県郡安芸太田町大字津浪地内	津浪川（一〇三）	土石流	次の図のとおり		津浪川（一〇三）	土石流	次の図のとおり	
	津浪川（一〇三隣一）	土石流	次の図のとおり		津浪川（一〇三隣一）	土石流	次の図のとおり	
	津浪川（一〇三隣二a）	土石流	次の図のとおり		津浪川（一〇三隣二a）	土石流	次の図のとおり	
	津浪川（一〇三隣二b）	土石流	次の図のとおり		津浪川（一〇三隣二b）	土石流	次の図のとおり	
	津浪川（一〇三隣二c）	土石流	次の図のとおり		津浪川（一〇三隣二c）	土石流	次の図のとおり	
	津浪川（一〇五）	土石流	次の図のとおり		津浪川（一〇五）	土石流	次の図のとおり	
	穴ヶ迫谷川（一〇六）	土石流	次の図のとおり		穴ヶ迫谷川（一〇六）	土石流	次の図のとおり	
	天王谷川（一〇七）	土石流	次の図のとおり		天王谷川（一〇七）	土石流	次の図のとおり	
	築山谷川（一〇八）	土石流	次の図のとおり		築山谷川（一〇八）	土石流	次の図のとおり	
	築山谷川（一〇八隣一）	土石流	次の図のとおり		築山谷川（一〇八隣一）	土石流	次の図のとおり	

築山谷川（一〇八隣二）	土石流	次の図のとおり	築山谷川（一〇八隣二）	土石流	次の図のとおり
坪野川（五六七四）	土石流	次の図のとおり	坪野川（五六七四）	土石流	次の図のとおり

各区域について、「次の図」は、省略し、その図面を広島県土木建築局土砂法指定推進担当及び広島県西部建設事務所安芸太田支所に備え置いて縦覧に供する。